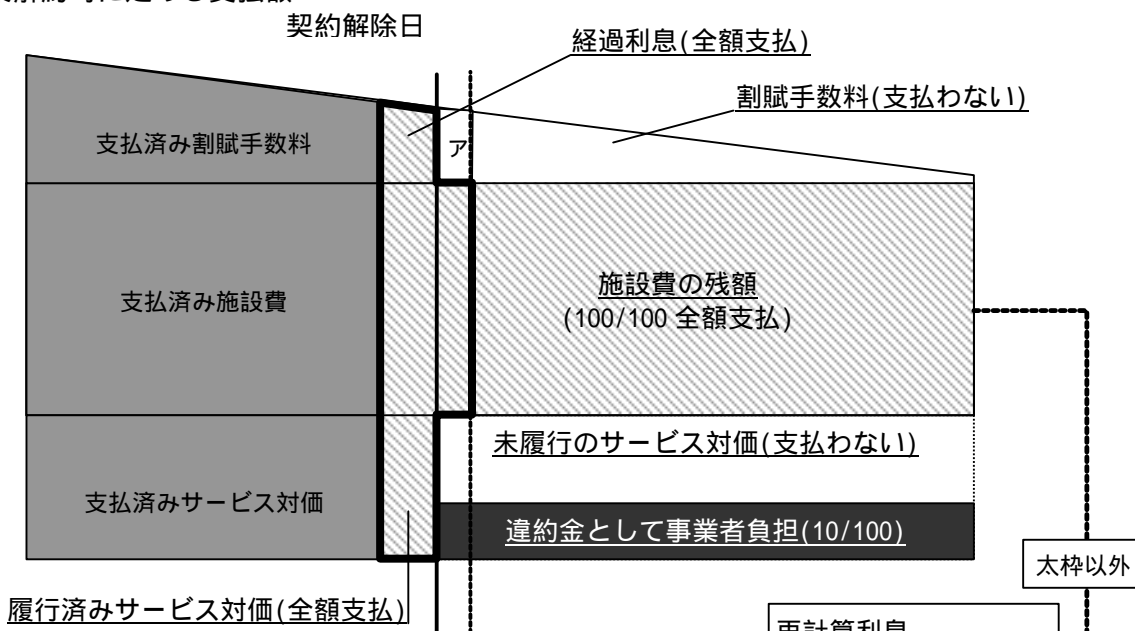


第 77 条第 2 項第 2 号イのイメージ図

解除日の属する期の支払日

1) 事業解約時に定める支払額



履行済みサービス対価(全額支払)

2) 支払対象

- 施設費の残額 (100/100)
- +) 履行済みであって未払いのサービス対価
- +) 前回支払日から契約解除日までの期間に対応する施設費の経過利息
-) 違約金 (サービス対価の 10/100)

3) 斜線部の支払い方法

(1) 太枠部分

解除日の属する期の支払日において、解除日から期末まで（アに対応する期間）についての再計算利息（右図参照）を加算して支払う。

(2) 太枠部分以外

(1)の支払日以降の各支払日において、各期に対応する再計算利息（右図参照）を加算して支払う。

アに対応する再計算利息

再計算利息
国の選択した支払期間に対応する本契約解除時点における国の調達金利と、割賦手数料算定の基礎となった本件工事着工時点で改訂された金利のいずれか低い利率に基づいて計算される、本契約解除後、下図期間 x における各期に生じる利息をいう。

期間 x

期間 x で分割支払と設定

なお、第3条第4項により、国は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。